

全ト協発第356号(環)
令和6年10月8日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



「基準緩和自動車の行政処分等要領について」の一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省物流・自動車局長より別添のとおり、「基準緩和自動車の行政処分等要領について」の一部改正について、通達が発出されました。

令和4年の基準緩和自動車の認定要領の改正により、安全性優良事業所認定（Gマーク）を受けた貨物自動車運送事業所のインセンティブとして、基準緩和の継続緩和において有効期間が無期限に延長（通常4年）されたところですが、事故等によりGマークの返納や取り消しとなった場合は、このインセンティブを失うこととなり、期限付きの基準緩和認定とする再申請が必要となります。

今般の改正では、Gマークを失った事業所が、期限付きの基準緩和認定の再申請を失念した場合に、無期限に基準緩和の認定書を保有し続けてしまうことを防ぎ、再申請を促すことを目的として、再申請を行わなかった場合の行政処分が明確化されました。なお、再申請を遅滞なく行えば、監査対象にならず行政処分はありません。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

【添付】

- ・「基準緩和自動車の行政処分等要領について」の一部改正について

(令和6年10月1日付け、国自技環第81号の3)

- ・参考「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」の一部改正等について

(令和4年4月5日付け、全ト協発第14号(環))

以上

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

